

新潟市先端設備等導入計画の認定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「法」という。）に規定する先端設備等導入計画の認定に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(添付書類)

第2条 法第52条第1項に規定する先端設備等導入計画を市長に提出しようする中小企業者は、中小企業等経営強化法施行規則（平成11年通商産業省令第74号。以下「省令」という。）第25条第1項、第2項、第3項及び第4項に規定するもののほか、同条第5項に規定する書類として、以下の書類を添付しなければならない。ただし、やむを得ない事由により、提出が困難な場合は、市長が定める書類をもって代えることができる。

(1) 納税証明書（新潟市制度用）

証明日が提出日前1月以内のもの（写しでも可）

(2) 誓約書兼同意書（別記様式第1号）

(認定通知)

第3条 法第52条第4項の規定により先端設備等導入計画を認定した場合は別記様式第2号により、認定しないこととした場合は別記様式第3号によりその旨を通知するものとする。

(変更申請)

第4条 省令第26条第1項の規定に基づき先端設備等導入計画の変更に係る認定の申請をしようとするときは、同条第2項に規定する事業の実施状況を記載した書類として別記様式第4号を添付しなければならない。

2 法第53条第1項の規定により申請を受け、法第53条第5項において準用する法第52条第4項の規定により先端設備等導入計画を認定した場合は別記様式第5号により、認定しないこととした場合は別記様式第6号によりその旨を通知するものとする。

(認定の取り消し)

第5条 法第53条第2項又は第3項の規定により第3条の認定又は第4条第2項の認定を取り消した場合は、別記様式第7号によりその旨を通知するものとする。

2 第3条の認定又は第4条第2項の認定を受けたものが当該認定の取り消しを求めるときは、様式第8号により市長に申し出なければならない。

3 前項の申し出には、第3条又は第4条第2項の通知を添付しなければならない。

4 第1項の規定は、第2項の申し出により認定を取消した場合に準用する。

(標準処理期間)

第6条 第3条及び第4条に定める認定は、その申請を受けた日から7日以内に処理するものとする。

附 則

この要綱は、法第37条第3項に規定する同意の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３０年６月２１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３０年７月 ２日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３０年８月 ３日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３０年１０月 １日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３１年 ４月 １日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 ２年 ４月３０日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 ３年 ３月 １日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 ３年 ６月１６日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 ７年 ４月 １日から施行する。

誓約書兼同意書

私（当法人・当団体）は、中小企業等経営強化法の規定に基づく先端設備等導入計画の認定の申請を行うに当たり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 このたびの先端設備等導入計画は、人員削減を目的としたものではありません。
- 2 自己又は自己の団体及びその役員等は、次のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（以下「条例という。」）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（条例第2条第3項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員であるもの
 - (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
 - (5) 自己又はその属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
 - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
 - (7) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの
- 3 上記2の誓約事項の確認のため、関係書類にある個人情報をもとにして、新潟県警察本部に照会がなされる場合があることに同意します。また、2に違反したことにより、認定の取消等その他の不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

年 月 日

（あて先）
新潟市長

住 所
名 称 及 び
代表者の氏名

(暴力団等の排除に関する誓約書添付資料)

名簿（役員等一覧表）

【記載方法】

- ① 記載例に従って、役職、氏名、カナ、生年月日、性別、住所を記載してください。
- ② 法人の場合には登記事項証明書に記載されている役員又は支店若しくは事務所の代表者を記載してください。団体及び個人事業者の場合には代表者を記載してください。
- ③ 生年月日の記載について、T～大正、S～昭和、H～平成として、元号を記載してください。
- ④ 性別の記載について、男女どちらかを記載してください。
- ⑤ 同一内容であれば任意の様式での提出も可とします。

法人・団体・個人名：

役 職	氏 名	カ ナ	生年月日		性別	住 所
			元号	年月日		
【記載例】 代表取締役 社長	新潟 太郎	ニイガタ タロウ	S	41 年 11 月 11 日	男	新潟市中央区〇〇1 丁 目 1 番 1 号
				年 月 日		
				年 月 日		
				年 月 日		
				年 月 日		
				年 月 日		
				年 月 日		
				年 月 日		
				年 月 日		
				年 月 日		
				年 月 日		
				年 月 日		
				年 月 日		

＊ 上記に記載された個人情報については、暴力団員等の該当性の確認にのみ使用し、その他の目的には一切使用しません。

また、その取扱いについては、新潟市個人情報保護条例を遵守し、適正に管理いたします。

＊ 市では、新潟市暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等ではない旨の誓約をお願いしています。

別記様式第2号（第3条関係）

新 第 号
年 月 日

様

新潟市長

先端設備等導入計画に係る認定について

年 月 日付けをもって別添書類により申請のあった先端設備等導入計画については、中小企業等経営強化法第52条第4項の規定に基づき認定します。

別記様式第 3 号（第 3 条関係）

新 第 号
年 月 日

様

新潟市長

先端設備等導入計画に係る不認定について

年 月 日付けをもって別添書類により申請のあった先端設備等導入計画については、下記の理由により不認定とします。

記

不認定の理由

別記様式第4号（第4条関係）

先端設備等導入計画の変更認定申請に係る添付資料

1. 事業の実施状況について

2. 先端設備等導入計画の変更について

（1）変更事項

（2）変更事項の内容

別記様式第 5 号（第 4 条関係）

新 第 号
年 月 日

様

新潟市長

先端設備等導入計画の変更に係る認定について

年 月 日付けをもって別添書類により変更に係る申請のあった先端設備等導入計画については、中小企業等経営強化法第 5 3 条第 5 項において準用する法第 5 2 条第 4 項の規定に基づき認定します。

別記様式第 6 号（第 4 条関係）

新 第 号
年 月 日

様

新潟市長

先端設備等導入計画の変更に係る不認定について

年 月 日付けをもって別添書類により変更に係る申請のあった先端設備等導入計画については、下記の理由により不認定とします。

記

不認定の理由

別記様式第7号（第5条関係）

新 第 号
年 月 日

様

新潟市長

先端設備等導入計画に係る認定の取消しについて

年 月 日付けで認定をした先端設備等導入計画については、中小企業等経営強化法第53条第2項又は第3項の規定に基づき、下記の理由により認定を取り消します。

記

認定を取消す理由

別記様式第8号（第5条関係）

年 月 日

新潟市長 様

住 所 〒

名 称 及 び
代表者の氏名

年 月 日付けで認定を受けた先端設備等導入計画について、下記のとおり認定の取消しを申し出ます。

記

認定の取消しを申し出る理由